

令和 6 年12月26日

令和 6 年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和6年12月26日（木曜日）午後3時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史	教育長
三 留 利 夫 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（11名）

教育総務部長	今 井 健太郎
参事（教育施設担当）	河原田 光
教育総務課長	鈴 木 孝 司
教育施設担当課長	小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）	長 岡 誠
学務課長	高 野 恭 子
指導課長	細 田 真 司
指導企画担当課長	木 下 健太郎
学校支援担当課長	鈴 木 啓 介
教育センター所長	早 田 由香吏
大田図書館長	後 藤 清

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

第41号議案 大田区立図書館の指定管理者の指定について

第44号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について

第45号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

第46号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第47号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第48号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

(午後 3 時 00 分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和 6 年第 12 回教育委員会定例会を開催いたします。

12 月 21 日をもって、弘瀬委員の任期が満了となったことを伴い、12 月 22 日付で新たに藤井委員が区長から任命を受けたのでご紹介いたします。

藤井委員は、内科の医師でいらっしゃいまして、また、大田区立梅田小学校の校医、大田区学校保健会会長、大森医師会顧問としてご活躍されていらっしゃいます。

それでは、大田区教育委員会会議規則第 5 条では、委員会の席次につきまして、会議に諮ることとなっておりますが、これまで委員歴の長い方及び年長者を上席にするということが慣例になっております。本日は、この慣例に倣い、席のほうを用意いたしましたが、これでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○藤井委員

藤井内科クリニックの藤井と申します。よろしくお願いいたします。

現在、インフルエンザが大流行しています。私が今まで経験した中で、一番の患者数になっております。新型コロナウイルスの流行に伴って、マスクの着用でインフルエンザが数年間激減していたため、抗体価が低下しているようです。インフルエンザ以外の感染症も軒並み増加しておりますので、注意が必要です。

正月を控えていますので、休み中に発熱された方々が、医療機関が休診のために受診できなくなることを心配しています。今、既に医療機関はパンク状態です。マスク着用と手洗いは感染予防に有効ですので、しっかり行っていただきたいと思います。

今後は、こどもたちの健康的な生活が守られるよう皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様は傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

よろしいですか。傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を

加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に深澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、本日は3点、報告いたします。

1点目は、11月30日に行われた大森第一小学校の開校150周年記念式典についてです。

大森第一小学校は、明治8年2月に大森学校として開校した区内で最も古い公立学校です。大森学校は2か月後には寄木学校と貴船学校に分かれています。大森第一小学校は貴船学校の流れをくむ学校でございます。

大森第一小学校は、創立時に男子児童・生徒は105名、それから女子児童・生徒は65名で、教師は校長先生を入れて6人だったそうでございます。

開校の翌年の明治9年に、大森駅が開設されています。また、大森貝塚が発見されています。学生発表の初期から大森の地にある学校として、こどもたちの教育に取り組んできた150年の歴史はさすがに重いものがありました。

大森は海苔の生産地でしたが、学校の歴史を見ると大正時代には海苔の生産を手伝うこどもたちのために、学校は朝学、いわゆる朝の学校ですが、まだ日が明けやらぬ早朝から学校を開き、教育を行ってきた歴史がございます。

また、大森第一小学校の150周年にはそのような長い歴史と伝統を感じさせるものでございました。時代は現在も大きく変化し続けておりますけれども、大森第一小学校は創立200年を目指して新たなスタートを切っていることを感じました。

これからの学校教育のさらなる充実を図るために、今なすべきことをしっかりと考えて学校の歴史をつないでいくことが大切であると感じました。

報告の2点目は、12月1日に行われた大森の複合施設、スマイル大森の開館式典についてです。

スマイル大森は、入新井第一小学校と一体の建物として開館いたしました。

当日は、地域の方々もたくさんお集まりいただき、地下2階の多目的ホールで開館式を行いました。

開会式では、入新井第一小学校のこどもたちが式典会場の多目的ホールですばらしい管楽器演奏を披露してくれました。

入新井第一小学校のこどもたちが、この施設を生かして文字どおり表舞台に立って、音楽会や意見発表会など多様な活動を展開し、地域の人たちと積極的に交流しながら活動をしてくれればと思ったところでございます。

また、先週の木曜日には、このホールで、入新井第一小学校に入新井での功績をたたえ

た石碑が建立されている加納久宜公について講演会があり、私も入新井第一小学校の元校長として少しお話をさせていただきました。

この加納公は、千葉の上総の国の一宮藩の藩主をしたり、鹿児島県の知事や帝国議会の議員などを歴任されて、政治、教育、司法、産業振興で明治時代から大正にかけて活躍した人でございます。城南信用金庫を創設した人でございますけれども、大田区の山王に住み、明治 30 年頃には、入新井村の学務委員などをされていて、学校に用務員を置いたり、様々な教育についても尽力し、充実を図った人だそうです。

当日の講演会には、地域の人がたくさん参加していましたが、この加納公は、いわゆる世のため人のためということで、それを信条に公益事業を様々に取り組んだ人でございます。そういう意味で、地域の人と共にこどもたちが、この加納公について学ぶ機会があればなというふうに思ったところでございます。

学校の歴史の中には、教育を推進するために様々な人が活躍したという歴史がございますので、そういうものにもしっかりと目を向けることが必要だなというふうに思いました。

最後 3 点目のご報告ですけれども、12 月 14 日に小学校駅伝大会が大田スタジアムで行われました。私は午前の部を見ましたが、大変に盛り上がり、こどもたちの懸命に走る姿、それから保護者たちが一生懸命応援する熱気に感銘を受けました。

駅伝は、たすきをつないで走る競技ですけれども、こどもたちにとって大切なことをたくさん学び、身につけることができるように思いました。

大田区は箱根駅伝が通りますし、駅伝が大田区のスポーツ文化として、さらに盛んになり定着すればなというふうに思っています。

私は見ませんでしたが、午後の部も大変な大接戦で盛り上がったというふうに伺っております。南蒲小学校が 5 年連続で 1 位になったと伺っています。最後、逆転劇だったということで、南蒲小学校は規模としてはそれほど大きくない学校ですが、勝ち続けるということはなかなか難しいのではないかとというふうに思います。

けれども、学校もこどもたちも、そのことで自信を持つことができるのではないかとというふうに思っています。こどもたちが自信を持って活躍できる機会が、たくさんあればなというふうに思います。

教員をはじめ関係者の皆様の多くの努力があるかと思っておりますけれども、こどもの成長につながるものにつきましては、スポーツ、健康教育をさらに積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

私の報告は以上でございます。

何かご意見・ご質問がありましたらお願いします。

○三留委員

先月の 27 日、入新井第五小学校に、おおたの未来づくり科の授業の視察に行っていました。その報告をいたします。

第 4 期大田区教育振興計画である、おおた教育ビジョンがこの 4 月から始まって、各学校で様々な特色ある実践が進められております。特に、来年度、全面実施となる新教科おおたの未来づくり科については、教育課程特例校になっている学校はもちろん、指定を受けていない学校でも積極的に研究実践が進められています。そこが私はすばらしいと思っ

ています。入新井第五小学校もその一つです。

当日の授業は、おおたの未来づくり科の二つの領域のうち、「地域の創生」に関わる内容でした。災害時を想定した、こどもの防災訓練の実施に関わるものでした。実際に地震災害が起こることを想定して、自分たちでこれまで専門家の話を聞くなどして、避難所設営、避難所の計画をつくり、こどもたちが実際に運営者側として地域の人たちを巻き込んで訓練に関わる体験をしました。

こどもたちが避難者の立場を考えて、設営や案内などをテキパキと取り組んでいたのが印象的でした。

学校運営協議会が地域に呼びかけ、多くの避難者役の住民の皆様が様々な役割で参加して、協力してくださいました。

学校運営協議会の取組の実践としても、良いと思いました。大田区防災危機管理課の協力もあり、相当本格的な取組がなされていました。

おおたの未来づくり科の目標の一つに、「地域社会の人々のウェルビーイングにつながる取組に参画するための基礎となる知識、技能を身につけるようにする」がありますが、まさにそうした資質を、身につけさせるための実践だと思いました。

日本各地の災害において、中学生が避難所運営に大きな役割を果たしていくことが報道されていますが、こうした役割を一層確かなものにするためにも、この実践は注目されます。こうした経験を積んだこどもたちは、必ず地域防災の担い手になると感じました。

このような実践から、大田区の目指す教育の方向が「予測困難な未来社会を生き抜くためのこどもの力の育成」としていることは評価をしたいと思います。

余談になりますが、昨日、文部科学大臣から新たな学習指導要領改訂について、中央教育審議会に諮問がありました。学校の裁量を拡大し、多様な個性や特性を持つこどもに対応できる教育課程の柔軟化や画一的に教室から出した、多様性の包摂などを示しました。初めてこどもの意見を取り入れた指導要領策定を考えているようです。

また、先月 28 日には、義務教育の在り方ワーキンググループの審議のまとめ案が示されました。そこには、「他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養する学校教育の役割の重要性」「自分に合った学び方や多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成」などについて記されています。

こうしたことは、今、大田区が進めている教育の方向、これから取り組もうとしていることと流れが同じように感じます。今後、国などの動向も踏まえ、大田区ならではの特色ある充実した教育行政の推進に取り組んでいただきたいと思います。

それから、教育長のお話になっていた 12 月 14 日の小学校駅伝大会の午後の部分に参加しましたので、私のほうからも簡単に感想を述べます。

第 13 回ということもあり、全体的にしっかりした運営ができていたと感じました。

指導課の差配のもと、大田スタジアムの会場設営も含め、小学校体育研究部の校長をはじめ、先生方が取り仕切りをしてスムーズに大会が進んでいました。電光掲示板に児童の名前が掲示されるのは準備が大変とは思いますが、こどもにとっては誇らしいことではないかと感じました。

午後の部は、大変接戦で最終走者は、4、5 チームがほぼ同時にゴールとなりました。体育部の校長に聞くと、これまでこのような団子状態のゴールはなかったということです。

ゴールと同時にこども同士、他チームの選手と抱き合って健闘をたたえていたのはとても印象的でした。

各学校で朝練習などに取り組み、目標に向けて前向きに取り組んできたこどもたちの生き生きと真剣に取り組む表情から、大会の意義を改めて感じたところです。出雲中学校、南六郷中学校の陸上競技部、東調布中学校のチアリーディング部の生徒が伴走したり、盛り上げたりしてくれました。

そのほか大会を支えてくださいました大田区教育研究会体育研究部、小学校養護教育委員会、大森消防署、東邦大学医療センター大森病院の皆様にご心からお礼を申し上げます。

○教育長

同じく、意見、ご質問ございますでしょうか。

○高橋委員

3点報告したいと思います。

教育長のおっしゃったように、11月30日大森第一小学校の150周年記念式典祝賀会に出席しました。長い歴史と地域と共にある学校だととても感じました。児童の演奏、喜びの言葉はとても力強く、児童一人ひとり真剣に取り組む姿がすばらしいと感じました。

式典後、都指定無形民俗文化財の水止舞が披露され、大森第一小学校のこどもたちにも伝承されていると思いました。

祝賀会では、都立美原高等学校和太鼓部、大森学園高等学校のブラスバンド部、大田区ダンス部のコーチのセガサミールクスのダンスと迫力あるパフォーマンスで盛大なお祝いになっていました。

次に、12月5日の蒲田小学校の研究発表会についてです。

クラスごと特別活動、人権課題の公開事業に参加いたしました。蒲田小学校の学級会は、プロジェクト型学級会として、クラス全員で意見を出し合って話し合い、結論を出すように取り組んでいる。しっかりとした態度、はっきり意見を言う態度には感心しました。

人権問題を、外国人については1年生と4年生、障害者は2年生と5年生、同和問題は、3年生と6年生が取り組み、普遍的な視点から個別的な視点へと学習を進めています。1年生では、日本語学級の児童とグループごと交流し、6年生は食肉市場の元職員の話を聞き、学習する授業を参観できました。人権教育を長く続けてきた実績がうかがえる発表会になっていました。

次に12月10日、中富小学校の指導訪問に同行いたしました。4校時、5校時の授業参観では、図工は動画で繰り返し作り方を流して、製作過程の確認ができたり、教材の準備がしっかりできていました。板書や教科書に直接考えを記入する様子も見ることができました。分科会では少人数なので、自評、講評も充実した指導になっていました。

全体会の総括指導主事の指導講評は、今後につながる有意義なものになっていました。

○教育長

ほかにごございますでしょうか。

○深澤委員

先日、読売新聞で一部の自治体で、学習用端末で収集された小中学生の個人情報を民間事業者に直接取得、管理させていたということが判明し、個人情報保護の不備ではないかという記事が報道されておりました。

当該記事は、大田区教育委員会に関係するものではないことをあらかじめお断りさせていただきますが、個人情報の保護の必要性を強く感じました。

大田区では、おおた教育ビジョンで学校力、授業力向上のため、E B P Mの取組を活用した新たな事業モデルの構築や、児童・生徒の状況を把握できるプラットフォームの導入を検討しており、そこでは、児童・生徒に関する客観的なデータの分析が不可欠となっています。そのほかにも、I C Tを活用した相談機能の構築、図書館のD X化を進めることなどを主な取組として掲げています。おおた教育ビジョンの目標どおりに進めていくということは、従来以上に児童・生徒らの膨大な個人情報や個人データを取得し、管理することにつながっていくということです。

教育委員会や学校が保有する個人情報は、児童・生徒とひもづく出欠情報や、テストの評点、学習アプリの回答履歴などであると思われますが、それにとどまることがなく、働き方改革の観点から公務の合理化などでもI C Tが活用されており、個人情報が流出するときには、その被害は甚大であります。

そのように考えたとき、おおた教育ビジョンの推進にあたって、個人情報の管理には徹底した組織的な安全管理をお願いしたいと思いました。

○北内委員

教育長、教育長職務代理者からありましたが、私も小学校駅伝大会について話します。12月14日土曜日、大田スタジアムで開催された第13回小学校駅伝大会を観戦しました。雲一つない青空のもと、大田区立小学校60校が30校ずつ午前の部と午後の部に分かれ、競い合いました。各校5、6年生の男女代表選手、ロードレースでは各1名計4名が、駅伝では各3名計12名が、学校を代表して全力を尽くして襷をつなぎます。

第1部午前の部では、馬込小学校、志茂田小学校、田園調布小学校の大森、蒲田、調布の3地区の各小学校がレース終盤に競い合いました。レースを制したのは、志茂田小学校でした。志茂田小・中学校は、小中一貫教育に関する本区教育研究推進校で、隣接する校庭から児童たちの練習を見ていたのでしょうか。志茂田中学校の先生も応援に駆けつけてくれました。

第2部午後の部では、南蒲小学校が第9回大会から5連覇を達成しました。レースは、大森第一小学校、池上第二小学校、南蒲小学校、松仙小学校の4校による壮絶なデッドヒートで、ゴール直前まで勝負の行方は分かりませんでした。僅差で、南蒲小学校がゴールテープを切りました。全力を振り絞ったレース直後、4人の児童が互いの健闘を称えあい握手し、抱き合う姿は、本大会の目的の一つである「児童の交流の場とする」を最も美しい形で実現したと言えます。

大会を通じて、児童たちはチーム内の絆、さらには学校の枠を超えて友情を深めることができたと思います。「おおたの教育」が間違っていないことを確認できました。また、あらためてこどもたちの無限の可能性を感じました。5連覇は、先生の指導力と児童たち

の実力の結果であることは勿論のこと、児童が自分でつかみ取った自信と先輩たちから引き継いだ伝統、襷を後輩につなごうとする責任感もあったのではないかと思います。自信と責任感が、実力を更に高め、そこにこどもたちの無限の可能性を感じました。

自信は、自分自身でつかみ取らないといけません。責任感、他者との協働から生まれます。「おおたの教育」は、こどもたちが自信と責任感を持てるように、アシストしていることがよく分かりました。

当日は、大勢の保護者と先生が応援に駆けつけてくださり、学校・地域を越えて、選手たちの健闘に最後の一人がゴールするまで温かい声援と拍手を惜しみなく送っていただきました。スタンドとグラウンドのスタジアム全体が、一体感に包まれました。

本大会にご協力いただきました東邦大学医療センター大森病院並びに大森消防署の皆様、出雲中学校陸上部並びに南六郷中学校陸上部とバスケットボール部の皆様、東調布中学校チアリーディング部の皆様、心より感謝申し上げます。

また、本大会の運営にご尽力いただきました小学校駅伝大会実行委員長の六郷小学校長伊藤先生をはじめ、全ての関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

○教育長

ほかに、よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、議案審議です。本日は、第41号議案、第44号議案から第48号議案までの計6件のご審議をお願いします。

それでは、議案を読み上げます。第41号議案 大田区立図書館の指定管理者の指定について、第44号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について、第45号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則、第46号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令、第47号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、第48号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令。

以上です。よろしくお願いします。

○教育長

ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○大田図書館長

それでは、私から第41号議案 大田区立図書館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料をご覧ください。施設の名称及び指定管理者の募集につきましては、別表の資料のとおり、15 館をそれぞれの指定管理者が表記されております。

次に、指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

提案の理由は、大田区立図書館設置条例第 4 条に基づき提出するものでございます。

第 41 号議案についての説明は以上です。

○教育長

ただいまのご報告に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

大田図書館長からあった第 41 号議案 大田区立図書館の指定管理者の指定については、十分な審議の上、実績ある管理者が選任されていると思います。

監査等を的確に行うとして、管理者への指導を図り、区民の利便性と図書環境の充実を進めていただきたいと思います。

○教育長

ほかにご意見は、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長

それでは、第 41 号議案につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

第 44 号議案及び第 45 号議案の 2 件について説明をさせていただきます。

初めに、第 44 号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出についてでございます。

大田区立伊豆高原学園の利用料金の限度額につきまして、令和 8 年 4 月 1 日付で見直す予定としてございます。これは、受益者負担の適正化の観点から区民間の公平性の確保と施設サービスの維持向上などを目的とした見直しとなります。

これに伴いまして、伊豆高原学園の施設及び附帯施設に係る利用料金の限度額を定めております大田区立学校校外施設設置条例を改正する必要があることから、本案を提出するものでございます。

続きまして、第 45 号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

伊豆高原学園を 15 人以上の団体で利用する場合の施設の利用の申込みに係る規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○教育長

それでは、ただいまの 2 件の報告について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

教育総務課長からあった第 44 号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例議案の提出については、伊豆高原学園の維持管理に必要な措置で、これまでそれほど値上げがされていないという中で同意をいたしたいと思います。

利用する区民の皆様の、一層のサービス向上を図っていただきたいと思います。

第 45 号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則については、団体で利用する区民グループへのサービス向上につながると思います。利用者の様々な事情を配慮することは大切なことと思います。

○教育長

ほかにご意見は。よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

それでは、第 44・45 号議案について原案のとおり決定いたします。

それでは、続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

第 46 号議案、第 47 号議案及び第 48 号議案の 3 件について説明させていただきます。

区立学校に勤務する都費教職員につきましては、紙媒体の出勤簿等により勤怠管理を行ってまいりましたが、令和 7 年 1 月 1 日より出勤簿等を電子化し、勤怠管理システムにより管理を行ってまいります。

これに伴いまして、第 46 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令、第 47 号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令及び第 48 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令におきます出勤簿、

休暇等処理簿の取扱いに係る規程の改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいま 3 件の説明がありましたけれども、報告についてご意見・ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

第 46 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令、第 47 号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、第 48 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令につきましては、一部の非常勤職員を除いて出退勤等の処理が電子化されるに伴うもので、実態に即した対応と思います。出退勤等の事務については、担当する者にとってこれまで大きな負担がありました。電子化によって、正確性、利便性、簡易性が増すと思われます。

今後も適切な出退勤の管理を続けてほしいと思います。

○教育長

ほかにご意見・ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

それでは、第 46、47、48 号議案について、原案のとおり決定いたします。

それでは、これもちまして、令和 6 年第 12 回教育委員会定例会を閉会といたします。

第 41 号議案

大田区立図書館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 26 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立図書館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称及び指定管理者の名称

別表のとおり

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

大田区立図書館設置条例第 4 条の規定に基づき、この案を提出する。

別表

番号	施設の名称	指定管理者の名称
1	大田区立大森南図書館	テルウェル東日本株式会社
2	大田区立大森東図書館	株式会社ヴィアックス
3	大田区立大森西図書館	株式会社ヴィアックス
4	大田区立入新井図書館	丸善雄松堂株式会社
5	大田区立馬込図書館	株式会社図書館流通センター
6	大田区立池上図書館	株式会社図書館流通センター
7	大田区立久が原図書館	共同事業体 J C S / N P T グループ 代表法人 日本コンベンションサービス株式会社 構成法人 野村不動産パートナーズ株式会社
8	大田区立洗足池図書館	株式会社図書館流通センター
9	大田区立浜竹図書館	テルウェル東日本株式会社
10	大田区立羽田図書館	テルウェル東日本株式会社
11	大田区立六郷図書館	株式会社ヴィアックス
12	大田区立下丸子図書館	株式会社ヴィアックス
13	大田区立多摩川図書館	株式会社図書館流通センター
14	大田区立蒲田図書館	共同事業体 J C S / N P T グループ 代表法人 日本コンベンションサービス株式会社 構成法人 野村不動産パートナーズ株式会社
15	大田区立蒲田駅前図書館	株式会社図書館流通センター

第44号議案

大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について
上記の議案を提出する。

令和6年12月26日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例

大田区立学校校外施設設置条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように
改正する。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第11条、第20条関係）

施設名	1人1泊	1部屋1泊
児童宿泊室	2,500円	15,000円
引率室	2,500円	7,500円
バリアフリー室	2,500円	7,500円

別表第1備考第2号中「2,000円」を「2,500円」に改め、同表備考第3号中「1,050
円」を「1,300円」に改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第11条、第20条関係）

付帯施設名	区分	金額	摘要
調理実習室	1時間	660円	貸切利用
工作体験室	1時間	660円	貸切利用
多目的室1	1時間	660円	貸切利用
多目的室2	1時間	660円	貸切利用
多目的スペース	1時間	1,300円	貸切利用
飯ごう炊さん場(かまど)	1回1基	660円	
体育室	1時間	1,000円	貸切利用
スポーツ広場	1時間	1,000円	貸切利用

付 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に

係る利用料金について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設及び付帯施設に係る利用料金の限度額を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校校外施設設置条例（昭和48年条例第31号）新旧対照表

新

○大田区立学校校外施設設置条例
昭和48年 6 月15日
条例第31号

目次 （略）
第 1 条から第22条まで （略）
別表第 1 （第11条、第20条関係）

施設名	1 人 1 泊	1 部屋 1 泊
児童宿泊室	2,500円	15,000円
引率室	2,500円	7,500円
バリアフリ ー室	2,500円	7,500円

備考
(1) 人単位又は部屋単位の利用及び各部屋の定員は、委員会規則で定める。
(2) 児童宿泊室を部屋単位で利用する場合において、6 人を超えて利用するときは、1 人増すごとに 1 人当たり 2,500円を徴収する。
(3) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者及びその同居の親族以外の者に係る利用料金の額は、人単位及び部屋単位のいずれの場合においても、本表利用料金の額に 1 人当たり 1,300円を加えた額とする。
(4)及び(5) （略）

別表第 2 （第11条、第20条関係）

付帯施設名	区分	金額	摘要
調理実習室	1 時間	660円	貸切利用
工作体験室	1 時間	660円	貸切利用
多目的室 1	1 時間	660円	貸切利用
多目的室 2	1 時間	660円	貸切利用
多目的スペース	1 時間	1,300円	貸切利用
飯ごう炊さん場（かまど）	1 回 1 基	660円	
体育室	1 時間	1,000円	貸切利用
スポーツ広場	1 時間	1,000円	貸切利用

備考 利用時間の区分は、指定管理者が定

旧

○大田区立学校校外施設設置条例
昭和48年 6 月15日
条例第31号

目次 （略）
第 1 条から第22条まで （略）
別表第 1 （第11条、第20条関係）

施設名	1 人 1 泊	1 部屋 1 泊
児童宿泊室	2,000円	12,000円
引率室	2,000円	6,000円
バリアフリ ー室	2,000円	6,000円

備考
(1) 人単位又は部屋単位の利用及び各部屋の定員は、委員会規則で定める。
(2) 児童宿泊室を部屋単位で利用する場合において、6 人を超えて利用するときは、1 人増すごとに 1 人当たり 2,000円を徴収する。
(3) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者及びその同居の親族以外の者に係る利用料金の額は、人単位及び部屋単位のいずれの場合においても、本表利用料金の額に 1 人当たり 1,050円を加えた額とする。
(4)及び(5) （略）

別表第 2 （第11条、第20条関係）

付帯施設名	区分	金額	摘要
調理実習室	1 時間	530円	貸切利用
工作体験室	1 時間	530円	貸切利用
多目的室 1	1 時間	530円	貸切利用
多目的室 2	1 時間	530円	貸切利用
多目的スペース	1 時間	1,050円	貸切利用
飯ごう炊さん場（かまど）	1 回 1 基	530円	
体育室	1 時間	840円	貸切利用
スポーツ広場	1 時間	840円	貸切利用

備考 利用時間の区分は、指定管理者が定

新	旧
める。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。</u>	める。

第45号議案

大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和6年12月26日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則
大田区立学校校外施設設置条例施行規則（平成26年教育委員会規則第4号）の
一部を次のように改正する。

第5条第6項及び第7項中「児童宿泊室に限る。」を「児童宿泊室に限る。ただし、児童宿泊室と同時に引率室又はバリアフリー室を利用する場合は、この限りでない。」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年1月4日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

伊豆高原学園の施設の利用の申込みに係る規定を整理するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校校外施設設置条例施行規則（平成26年教育委員会規則第4号）新旧対照表

新	旧
○大田区立学校校外施設設置条例施行規則 平成26年6月26日 教育委員会規則第4号 第1条から第5条第5項まで（現行のとおり） 6 第1項の規定にかかわらず、条例第7条第2項及び条例第19条第1項に規定する者が、15人以上の団体で施設（条例第7条第2項第1号及び条例第19条第1項に規定する者については、<u>児童宿泊室に限る。ただし、児童宿泊室と同時に引率室又はバリアフリー室を利用する場合は、この限りでない。</u>）を利用しようとするときは、次に掲げる期間の利用を除き、利用日の属する年度の前年度の1月4日以後利用の申込みをすることができる。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。 （1） 4月28日から5月5日まで （2） 7月20日から8月31日まで （3） 12月29日から翌年の1月3日まで 7 第1項の規定にかかわらず、条例第19条第2項に規定する者が、15人以上の団体で施設（<u>児童宿泊室に限る。ただし、児童宿泊室と同時に引率室又はバリアフリー室を利用する場合は、この限りでない。</u>）を利用しようとするときは、前項各号に掲げる期間の利用を除き、利用日の属する年度の4月1日以後利用の申込みをすることができる。 第5条第8項から第16条まで（現行のとおり） 付 則 <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>2 改正後の第5条の規定は、令和6年1月4日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。</u> 別記様式（第2条関係） （現行のとおり）	○大田区立学校校外施設設置条例施行規則 平成26年6月26日 教育委員会規則第4号 第1条から第5条第5項まで（略） 6 第1項の規定にかかわらず、条例第7条第2項及び条例第19条第1項に規定する者が、15人以上の団体で施設（条例第7条第2項第1号及び条例第19条第1項に規定する者については、<u>児童宿泊室に限る。</u>）を利用しようとするときは、次に掲げる期間の利用を除き、利用日の属する年度の前年度の1月4日以後利用の申込みをすることができる。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。 （1） 4月28日から5月5日まで （2） 7月20日から8月31日まで （3） 12月29日から翌年の1月3日まで 7 第1項の規定にかかわらず、条例第19条第2項に規定する者が、15人以上の団体で施設（<u>児童宿泊室に限る。</u>）を利用しようとするときは、前項各号に掲げる期間の利用を除き、利用日の属する年度の4月1日以後利用の申込みをすることができる。 第5条第8項から第16条まで（略） 付 則 別記様式（第2条関係） （略）

第46号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和 6 年12月26日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（出勤等の記録）

第 7 条 職員（出勤簿（別記様式第 4 号）により勤務の状況等の記録の整理を行う必要があると認める職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）は、出勤したとき及び退勤するとき（以下「出勤等」という。）は、勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により自ら出勤等の記録をしなければならない。

2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。

第 8 条を次のように改める。

（年次有給休暇等の請求等）

第 8 条 職員についての次に掲げる請求等は、勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあつては、休暇・職免等処理簿（別記様式第 6 号又は別記様式第 6 号の 2））により行わなければならない。

（1） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 15 条に規定する年次有給休暇、同条例第 16 条に規

定する病気休暇、同条例第 17 条に規定する特別休暇及び同条例第 18 条に規定する介護休暇の請求

- (2) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の申請（学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成 12 年教育委員会訓令甲第 11 号）第 4 条第 3 項に規定する様式により申請する場合を除く。）

第 15 条及び第 16 条第 1 項中、「休暇・職免等処理簿」を「勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿）」に改める。

付 則

この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教職員の出勤等、勤務の状況等の記録の整理方法について変更するため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）新旧対照表

新	旧
○学校職員服務取扱規程 平成12年 3 月31日 教育委員会訓令甲第10号 第 1 条から第 6 条まで（現行のとおり） <u>（出勤等の記録）</u> 第 7 条 <u>職員（出勤簿（別記様式第 4 号）により勤務の状況等の記録の整理を行う必要があると認める職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）は、出勤したとき及び退勤するとき（以下「出勤等」という。）は、勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により自ら出勤等の記録をしなければならない。</u> <u>2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。</u> <u>（年次有給休暇等の請求等）</u> 第 8 条 <u>職員についての次に掲げる請求等は、勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿（別記様式第 6 号又は別記様式第 6 号の 2））により行わなければならない。</u> <u>（1）学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第45号） 第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病気休暇、同条例第17条に規定する特別休暇及び同条例第18条に規定する介護休暇の請求</u> <u>（2）職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第23号）第 2 条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の申請（学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第11号）第 4 条第 3 項に規定する様式により申請する</u>	○学校職員服務取扱規程 平成12年 3 月31日 教育委員会訓令甲第10号 第 1 条から第 6 条まで（略） <u>（出勤簿）</u> 第 7 条 <u>職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿（別記様式第 4 号）に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。</u> <u>（新設）</u> <u>（職務専念義務免除の申請）</u> 第 8 条 <u>職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第23号）第 2 条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の申請（学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第11号）第 4 条第 2 項に規定する様式により申請する場合を除く。）は、休暇・職免等処理簿（別記様式第 6 号又は別記様式第 6 号の 2）により行わなければならない。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>場合を除く。)</u> 第9条から第14条まで（現行のとおり） （事故欠勤の届） 第15条 職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿）</u>により届け出なければならない。 （私事欠勤等の届） 第16条 職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ<u>勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿）</u>により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>勤怠管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿）</u>により届け出なければならない。 2（現行のとおり） 第17条から第22条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和7年1月1日から施行する。</u> 別記様式第1号（第5条関係）から様式第8号（第18条関係）まで（現行のとおり）	第9条から第14条まで（略） （事故欠勤の届） 第15条 職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>休暇・職免等処理簿</u>により届け出なければならない。 （私事欠勤等の届） 第16条 職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ<u>休暇・職免等処理簿</u>により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>休暇・職免等処理簿</u>により届け出なければならない。 2（略） 第17条から第22条まで（略） 別記様式第1号（第5条関係）から様式第8号（第18条関係）まで（略）

第47号議案

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を
改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和6年12月26日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を
改正する訓令

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「専念義務免除の承認を受けようとする者は、学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第8条に規定する休暇・職免等処理簿」を「職員（学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号。以下「学校職員服務取扱規程」という。）第7条第1項に規定する出勤簿適用職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）が専念義務免除の承認を受けようとするときは、勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える

2 出勤簿適用職員が専念義務免除の承認を受けようとするときは、学校職員服務取扱規程第8条に規定する休暇・職免等処理簿により、承認権者に申請しなければならない。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

（提案理由）

教職員の出勤等、勤務の状況等の記録の整理方法について変更するため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年教育
委員会訓令甲第11号）新旧対照表

新	旧
○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程 平成12年 3 月 31日 教育委員会訓令甲第11号 第 1 条から第 3 条まで（現行のとおり） （職務専念義務免除の申請） 第 4 条 <u>職員（学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号。以下「学校職員服務取扱規程」という。）第 7 条第 1 項に規定する出勤簿適用職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）が専念義務免除の承認を受けようとするときは、勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）により、承認権者に申請しなければならない。</u> <u>2 出勤簿適用職員が専念義務免除の承認を受けようとするときは、学校職員服務取扱規程第 8 条に規定する休暇・職免等処理簿により、承認権者に申請しなければならない。</u> <u>3 前 2 項</u>の規定にかかわらず、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第38号）第 2 条第 1 号又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）第 2 条第 1 号に定める適法な交渉を行う場合その他教育長が別に定める場合には、別記第 1 号様式により申請するものとする。この場合において、別記第 2 号様式によることもできる。 <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。</u> 別記第 1 号様式（第 4 条関係）及び第 2 号様式（第 4 条関係）（現行のとおり）	○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程 平成12年 3 月 31日 教育委員会訓令甲第11号 第 1 条から第 3 条まで（略） （職務専念義務免除の申請） 第 4 条 <u>専念義務免除の承認を受けようとする者は、学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第 8 条に規定する休暇・職免等処理簿により、承認権者に申請しなければならない。</u> <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第38号）第 2 条第 1 号又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）第 2 条第 1 号に定める適法な交渉を行う場合その他教育長が別に定める場合には、別記第 1 号様式により申請するものとする。この場合において、別記第 2 号様式によることもできる。 別記第 1 号様式（第 4 条関係）及び第 2 号様式（第 4 条関係）（略）

第48号議案

学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和6年12月26日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

学校職員出勤簿整理規程（平成12年教育委員会訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校職員出勤簿等記録及び出勤簿整理規程

第8条中「職員」を「出勤簿適用職員」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第3項中「職員」を「出勤簿適用職員」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1項中「職員」を「出勤簿適用職員」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（出勤等の記録の整理）

第5条 職員（出勤簿適用職員を除く。）は、自己の出勤等の記録を確認し、勤務の状況に関する事実と異なる場合は、速やかに勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）により修正しなければならない。ただし、これにより難い場合は、出勤等記録管理者は、別に指定する者に当該職員の出勤等の記録の確認及び修正を行わせることができる。

第3条の見出しを「出勤等の記録等の整理保管」に改め、同条第1項中「出勤簿の整理保管は」を「出勤等の記録の整理保管は、出勤等記録管理者が行い、

出勤簿の整理保管は」に改め、同条第2項中「出勤簿管理者は」を「出勤等記録管理者及び出勤簿管理者は」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 職員（学校職員服務取扱規程第7条第1項に規定する出勤簿適用職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）の出勤等、勤務の状況等の記録の整理は、出勤等の記録により行う。

2 出勤簿適用職員の出勤等、勤務の状況等の記録の整理は、出勤簿により行う。

第1条中「出勤簿（学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第7条に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）」を「出勤等の記録（学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第7条第1項に規定する出勤等の記録をいう。以下同じ。）及び出勤簿（学校職員服務取扱規程第7条第1項に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）」に改める。

別表中30の項から49の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次のように加える。

30 介護時間	介 時
付 則	

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

（提案理由）

教職員の出勤等、勤務の状況等の記録の整理方法について変更するため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

学校職員出勤簿整理規程（平成12年教育委員会訓令甲第12号）新旧対照表

新	旧
<u>○学校職員出勤等記録及び出勤簿整理規程</u> 平成12年 3 月31日 教育委員会訓令甲第12号 （趣旨） 第1条 この規程は、区立学校（大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）別表に規定する学校をいう。）に勤務する職員の出勤等の記録（<u>学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第7条第1項に規定する出勤等の記録をいう。以下同じ。）及び出勤簿（学校職員服務取扱規程第7条第1項に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）の整理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（現行のとおり） <u>（整理の区分）</u> 第3条 職員（<u>学校職員服務取扱規程第7条第1項に規定する出勤簿適用職員（以下「出勤簿適用職員」という。）を除く。）の出勤等、勤務の状況等の記録の整理は、出勤等の記録により行う。</u> <u>2 出勤簿適用職員の出勤等、勤務の状況等の記録の整理は、出勤簿により行う。</u> <u>（出勤等の記録等の整理保管）</u> 第4条 <u>出勤等の記録の整理保管は、出勤等記録管理者が行い、出勤簿の整理保管は、出勤簿管理者が行う。</u> 2 <u>出勤等記録管理者及び出勤簿管理者は、副校長とする。</u> <u>（出勤等の記録の整理）</u> 第5条 <u>職員（出勤簿適用職員を除く。）は、自己の出勤等の記録を確認し、勤務の状況に関する事実と異なる場合は、速やかに勤怠管理システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。）により修正しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、出勤等記録管理者は、別に指定する者に当該職員の出</u>	<u>○学校職員出勤簿整理規程</u> 平成12年 3 月31日 教育委員会訓令甲第12号 （趣旨） 第1条 この規程は、区立学校（大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）別表に規定する学校をいう。）に勤務する職員の出勤簿（<u>学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第10号）第7条に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）の整理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（略） <u>（新設）</u> <u>（出勤簿管理者）</u> 第3条 <u>出勤簿の整理保管は、出勤簿管理者が行う。</u> 2 <u>出勤簿管理者は、副校長とする。</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>勤等の記録の確認及び修正を行わせることができる。</u> (出勤簿に使用する印鑑) 第<u>6</u>条 出勤簿管理者は、あらかじめ出勤簿の押印に使用する印鑑を<u>出勤簿適用職員</u>に届け出させておかなければならない。 2 出勤簿の押印は、届け出た印を使用し、朱又は類似の色をもってしなければならない。 (整理担当者) 第<u>7</u>条 出勤簿管理者が指定する者(以下「整理担当者」という。)は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、出勤簿整理のために必要とする事項を出勤簿管理者に報告しなければならない。 (出勤簿の表示) 第<u>8</u>条 整理担当者は、押印のないものについては、別表に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。 2 整理担当者は、前項の表示をするときは、別表中第1号から第4号に定める表示については赤又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理担当者が出勤簿整理上必要とするときは、他の色を用いることができる。 3 出勤簿管理者は、忘印のため押印することができない<u>出勤簿適用職員</u>に対しては、届出により当日以後に押印させることができる。 (出勤簿管理者への報告) 第<u>9</u>条 出勤簿の整理のために必要な事項は、別に定めるものを除くほか、書面等をもって速やかに出勤簿管理者に報告しなければならない。 (必要書類の提出) 第<u>10</u>条 出勤簿管理者は、<u>出勤簿適用職員</u>に対し、出勤簿の整理上必要な書類を提出させることができる。 <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和7年1月1日から施行す</u>	(出勤簿に使用する印鑑) 第<u>4</u>条 出勤簿管理者は、あらかじめ出勤簿の押印に使用する印鑑を<u>職員</u>に届け出させておかなければならない。 2 出勤簿の押印は、届け出た印を使用し、朱又は類似の色をもってしなければならない。 (整理担当者) 第<u>5</u>条 出勤簿管理者が指定する者(以下「整理担当者」という。)は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、出勤簿整理のために必要とする事項を出勤簿管理者に報告しなければならない。 (出勤簿の表示) 第<u>6</u>条 整理担当者は、押印のないものについては、別表に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。 2 整理担当者は、前項の表示をするときは、別表中第1号から第4号に定める表示については赤又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理担当者が出勤簿整理上必要とするときは、他の色を用いることができる。 3 出勤簿管理者は、忘印のため押印することができない<u>職員</u>に対しては、届出により当日以後に押印させることができる。 (出勤簿管理者への報告) 第<u>7</u>条 出勤簿の整理のために必要な事項は、別に定めるものを除くほか、書面等をもって速やかに出勤簿管理者に報告しなければならない。 (必要書類の提出) 第<u>8</u>条 出勤簿管理者は、<u>職員</u>に対し、出勤簿の整理上必要な書類を提出させることができる。

新		旧	
る。			
別表（第8条関係）		別表（第6条関係）	
事由	表示	事由	表示
1 から29まで（現行のとおり）		1 から29まで（略）	
30 介護時間	介 時		
31 職務に専念する義務の免除（32に該当する場合を除く。）		30 職務に専念する義務の免除（31に該当する場合を除く。）	職 免
32 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減	31 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減
33 育児休業	育 休	32 育児休業	育 休
34 大学院修学休業	大 休	33 大学院修学休業	大 休
35 部分休業	部 休	34 部分休業	部 休
36 配偶者同行休業	同 休	35 配偶者同行休業	同 休
37 休職	休 職	36 休職	休 職
38 停職	停 職	37 停職	停 職
39 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 従	38 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 従
40 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休	39 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休
41 公務上の傷病	公 傷	40 公務上の傷病	公 傷
42 通勤途上の傷病	通 災	41 通勤途上の傷病	通 災
43 事故欠勤	事 故	42 事故欠勤	事 故

新		旧	
<u>44</u> 私事欠勤（ <u>45</u> 、 <u>46</u> 又は <u>47</u> に該当する場合を除く。）	私 事	<u>43</u> 私事欠勤（ <u>44</u> 、 <u>45</u> 又は <u>46</u> に該当する場合を除く。）	私 事
<u>45</u> 遅参	遅	<u>44</u> 遅参	遅
<u>46</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早	<u>45</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
<u>47</u> 無届欠勤	不 参	<u>46</u> 無届欠勤	不 参
<u>48</u> 傷病欠勤	傷 欠	<u>47</u> 傷病欠勤	傷 欠
<u>49</u> 介護欠勤	介 欠	<u>48</u> 介護欠勤	介 欠
<u>50</u> 勤務を割り振られない日	非 出	<u>49</u> 勤務を割り振られない日	非 出